雇用環境整備/適正事業者認定(公開版)



適正事業者番号	No. 10-B-2025122002(第Ⅱ種:障害者雇用)
事 業 者 名	あおぞら株式会社
所 在 地	和歌山県和歌山市鳴神1051番地1
電話番号/FAX番号	073-471-9250 / 073-471-9751
ホームページアドレス	http://www.aozora-ts.com/
代表メールアドレス	info@aozora-ts.com
認定年月日/認定有効期限	認定 2020年12月1日 / 認定有効期限 2027年3月31日
雇用環境整備問合せ窓口	和田 憲嗣

- ✓ 法人格を有する組織で法務省または法務局への法人登記がなされている企業・団体等
- ☑ 設立から満12ヵ月を経過している
- ☑ 直近3年間、労働基準法・職業安定法等の法令に重大な違反をしていない
- ✓ 役員を除く雇用労働者が1名以上いる組織。なお、雇用労働者とは賃金を支払い職務に従事させている者を指し、正規雇用以外に派遣社員・パート・アルバイト等も含む
- ✓ 今回申請する認定種目に対応できる雇用環境整備士資格者が、社員100人に1人以上の割合で社内に設置されている

設置されている雇用環境整備士名(認定時点)

(Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種) 大須賀悟・和田憲嗣・竹本和弘・岡本康秀・磯野貴史

【調査項目(第Ⅱ種:障害者雇用)】

産第	美分類(業種)	中分類:91 職業紹介・労働者派遣業 (9111:職業紹介業・9121:労働者派遣業)				
事	業内容	職業紹介・労働者派遣業 建築物清掃業 警備業				
事業所における従業員数(役員を除く)			157名			
総事業所における従業員数(役員を除く)			157名			
従業員数						
2020年10月現在 合計		合 計	男性	女 性		
全	従 業 員	157	62	95		
	正社員	7	7	0		
内	パート・アルバイト	5	3	2		
訳	契約社員	4	0	4		
	派遣社員	141	52	89		
従業員平均年齢 41		41 j	浅			
加入保険雇用保険・健康保険・厚生			生年金保険・労災保険			
雇用環境整備士 の 設 置 状 況 第 I 種資格者(5) 名		第 I 種資格者(5)名	、 第Ⅱ種資格者(5)名、	第Ⅲ種資格者(5)名		

【障害者の雇用環境整備への取り組み全般について】

1. 取り組み、活動にいたる経緯・課題・目標

(1)経緯

障害者雇用促進法の遵守はもとより、本社社員の障害特性についての理解を深める

②課題

- ・障害特性について理解や安全面の配慮を適切にできるか。
- ・面接時に本人の適性や能力を十分把握でき採用できるか

③目標

- ・本社社員の障害特性についての理解を深め、障害者雇用の促進、必要に応じた環境整備。
- ・派遣社員としての障害者雇用の促進

2. 具体的な取り組み、仕組みや工夫について

- ・勤務時間の延長や有期契約雇用期間の調整、複数回の契約更新後、本人の希望も考慮した上での 無期雇用に転換
- ・当社運営店舗勤務で長期休養が必要な場合に復職後に同一業務への復帰、また勤務日数や勤務時間 の調整
- ・当社運営店舗勤務で障害者手帳を持ち、会社に申請済みの従業員に有給休暇以外で通院に必要な休暇として通院休暇を付与する制度を設ける。

3. 取り組み、活動により得られた成果(どのような変化に結びつき、効果をあげたか)

- ・当社運営店舗勤務ということもあり、担当者以外の社員も接点があるため障害特性の理解を深め、 障害者への理解も深まり、対応もできるようになった。
- ・通院休暇制度を設けたことで無理せずに就業でき早退や欠勤日数が減った。

4. 今後の計画(取り組みの予定を可能な範囲で)

- ・障害者雇用促進法の遵守
- ・派遣社員としての障害者雇用の促進

【雇用環境整備士・認定制度関連】
・第Ⅱ種整備士の活動状況
他の社員への情報の共有、採用部署との連携(相談や助言)
・雇用環境整備士単位取得制度を活用している第Ⅱ種整備士の有無
有(最多単位取得者 単位) 無
雇用環境整備士は社内でどのような評価をされているか
評価はこれからであるが、今回の申請で理解を得るように周知する
・雇用環境整備士以外の専門家の設置状況
産業医・キャリアコンサルタント・衛生管理者・障害者雇用推進者
雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引があるか
ある ・ ない
雇用環境整備適正事業者認定を受けている企業と取引が発生した場合に考えている事項はあるか
情報の共有
- 第Ⅱ種適正事業者認定を取得している派遣会社から人を採用しているか
雇っている (
- 第Ⅱ種適正事業者認定を取得している人材紹介会社から人を採用しているか
採用している()名 ・ いない
・障害者を受け入れる際に、第 II 種適正事業者認定を取得している「派遣会社又は人材紹介会社」を優先して依頼・活用していきたい、という障害者雇用の意思はあるか
ある ・ ない

【企業方針・社内環境】

・障害者雇用優良事業所、障害者雇用促進企業等の認定を受けているか

取得済み(

月) ・ | 取得していない | ・ 申請中

・その他、障害者に向けた認定申請又は認定取得実績はあるか(具体的に)

なし

・事業者として障害者の採用においての知識又は制度としてどのようなものがあるか

採用担当者以外の社員にも資料等を用いて社内研修の実施

- ・障害者を採用するにあたって雇用環境整備されている特記事項(採否基準等)
 - ・就業日数、就業時間の調整
 - ・業務遂行を援助する者が必要な場合に援助者を配置

・障害者を <u>採用した後に</u> 雇用環境整備されている特記事項(配属考慮や環境考慮の対策等)
通院・服薬時の配慮、休職後の職場復帰前にウォーミングアップとしてのリハビリ出勤
・障害者雇用の実績 / 障害のある従業員数(現時点) / 障害者雇用率(現時点)*
雇用実績(6)人 / 障害者従業員数(3)人 / 障害者雇用率(2.2)%
・障害のある従業員の正社員/契約社員/派遣社員/アルバイト・パートの比率 *
正社員(0)% / 契約社員(30)% / 派遣社員(70)% / アルバイト・パート(0)%
・障害のある従業員の障害状況区分比率 (*非公開可)
身体障害 (70)% / 精神障害 (30)% / 知的障害 (0)% / その他 (0)%
・「障害者雇用実績がない」又は「法定雇用率を満たしていない」場合、障害者の採用活動または障害者雇 用促進のための取組み状況について
・障害のある従業員の管理職の数。全社員での割合/障害のある社員における割合 (*非公開可)
0 名 全社員での割合 :比率 % / 障害者 社員における割合 :比率 % (2020年 11 月現在)
・障害者の公私にわたっての相談窓口となる部署があるか、または整備士以外にキーパーソンはいるか。
有 (部署名:) ・ 無 / キーパーソンは いる ・ いない
・相談窓口は外部への漏えいがない設備完備又は場所であるか
ある ・ ない
・5人以上の障害がある従業員が働いている場合、障害者職業生活相談員を置いているか
いる ・ いない
・障害のある従業員に対し、個々の状況に合わせた配慮を行っているか
個々の特性に応じて配慮を行っている
・障害のある従業員を採用するために雇用環境整備されている特記事項(施設、ツールなど)
適正な温湿度を管理するための温湿度計や空調設備以外の補助器具
・障害者雇用に関する助成金、調整金等の受給実績はあるか(ある場合は具体的に) (* 非公開可)
障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)
・本認定取得後3年間の障害者に向けた雇用環境整備の行動計画
現在、策定検討中

【社内での取り組み】

・ダイバーシティ推進の取組の中に障害者雇用が含められているか。

含んでいる

含んでいない

・障害者に対する上司の理解と知識を向上するために、どのような取り組みをしているか

雇用環境整備・第Ⅱ種(障害者雇用)整備士の取得

・障害者を雇用するにあたっての講習会・セミナーを、積極的に採用担当者や管理職社員に受講させているか

受講させている

受講させていない

・障害者以外の社員に対する、障害に関する知識習得のための教育体制やセミナー等の実施状況

各部署での研修会の実施、外部セミナーへの参加推奨

・障害のある従業員の悩み事に対応できる雇用環境整備士以外の専門スタッフを設置しているか

産業保健スタッフ · │相談員 │ · ジョブコーチ · │その他 (産業医) | ·

置いていない

【障害者への対応】

・障害者に不利益な取り扱いはないか。また不利益が発生しないようにどの様に努めているか。

ない。労働基準局及び顧問弁護士への相談。

・障害者労使について過去にあった特筆すべき事例(*非公開可)

なし

・障害者の通勤への特別な配慮はあるか(車通勤許可や迂回ルート利用許可など)(具体的に)

勤務時間帯の調整

・障害者の業務についての配慮はあるか? (仕事の種類、業務量、期限など) (具体的に)

勤務日、勤務時間の調整

・部署配属先の配慮はあるか(ある場合は具体的に。残業の少ない部署への異動を認める等)

業務の優先順位や作業期日を調整

・障害者の転勤・出向・派遣先企業への対応はどうしているか

事例はなし。(案件発生時に障害者の不利がないように対応していく)

・障害者に自宅での勤務対応を認めているか(ある場合は具体的に)

認めていない。(自宅で出来る業務がない)

・障害者の残業への特別な配慮はあるか

ある

ない

・障害者の欠勤への特別な配慮はあるか
ある・ない
・障害者の始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度はあるか(時短制度)
ある・ない
・フレックスタイム制度は導入されているか
いる・いない
・障害者に所定労働時間を超えて労働させない制度や取り決めはあるか、また社規等に定めているか。
ある ・ ない / 社規等で 定めている ・ 定めてはいない
・勤怠労務関連に関わらず、障害者への配慮・定着のための取組みを講じているか
講じている ・ 講じていない
・障害のある従業員の平均勤続年数(*非公開可)
3 年
・障害者解雇の実績(ある場合はどのような背景でどのような経緯で解雇したか) (* 非公開可)
なし
・障害のある従業員の職業能力の開発及び向上のために情報提供を行っていることがあるか
e ラーニングによる職業訓練
・社内でメンタルヘルス対策の整備はされているか(ある場合は具体的に。産業医の設置状況等)
福利厚生契約期間との相談窓口
・障害のある従業員と定期的なヒヤリングはしているか(している場合は月間回数など具体的に)
月に4回、行っている
・障害のある従業員の通院のために通院のための休暇等の制度があるか(あるいは通院のための特別措置を取っている場合は詳しく)
行っている (有給休暇以外で通院休暇を付与) ・ 行っていない
・メンタルヘルスにより休職した社員のための復職復帰プログラムがあるか
している・・していない
・メンタルヘルスによる休職から職場復帰する際に業務内容や業務体制の見直しを行っているか
行っている・ 行っていない

【身体障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

事業所には車いす用のトイレが設置されているか

設置されている · | 設置されていない | ・ 障害者雇用の際には設置する予定

・下肢障害のある従業員のために設備の改修を行った実績はあるか。ある場合は詳しく。

ある

ない |・ 障害者雇用の際には以下を設置する予定

身体障害者が業務のパフォーマンスを上げるためのツール使用を認めているか (ある場合は具体的に)

認めている |・ 認めていない ・ 障害者雇用の際には以下のツール使用を検討している

認めているがいまのところ具体的な使用事例はない。

【知的障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・知的障害者がわかりやすいように作業スケジュールの掲示を行っているか

行っている ・ 1 行っていない 1 (雇用予定が出た場合は対応予定)

・知的障害者がわかりやすいように作業の指示を行っているか

行っている ・ 付っていない (雇用予定が出た場合は対応予定)

・知的障害者の指導に関し、専任の指導者を置いているか

置いている・┃置いていない┃(雇用予定が出た場合は対応予定)

・管理職は人間関係の処理が苦手な知的障害者への配慮や調整をしているか

している・ していない (雇用予定が出た場合は配慮、調整を行う)

【精神障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・日々の勤務態度や勤怠状況の変化を把握するために仕組み等を持っているか

|持っている| ・ 持っていない

・職場内で怒号が飛び交うことがないような穏やかな環境が整っているか

|整っている| ・ 整っていない

・精神障害者に対し、毎日声掛けを行っているか

行っている ・ 行っていない

管理職は精神障害者が疲れた様子のときは休ませるなどの対応をしているか

・していない している

【発達障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・日々の勤務態度や勤怠状況の変化を把握するために仕組み等を持っているか

持っている ・ 持っていない (雇用予定が出た場合は対応予定)

・口頭での指示の聞き取りが弱い発達障害者に対して、文書による指示などの対応を行っているか

行っている・ 行っていない (雇用予定が出た場合は対応予定)

業務マニュアルを用意しているか

している ・ していない ・ 障害者雇用の際には用意する予定

・感覚過敏のある発達障害者への対応を行っているか(行っている場合は具体的に)

行っている ・ 「行っていない」・ 障害者雇用の際には以下の対応を検討している

【聴覚・視覚障害者を雇用している又は雇用する予定の場合】

・聴覚・視覚障害者と意思伝達の方法や合図を取り決めているか(手話、メール、肩をたたく等)

決めている ・ | 決めていない |

・補聴器を着用している聴覚障害者のために静かな座席を用意しているか

している・ していない・ 障害者雇用の際には用意する予定

・視覚障害者がオフィス内を安全に歩けるように、床に障害物を置かないなどの対応をしているか

している・・ していない・ 障害者雇用の際には徹底する予定

・視覚障害者が外出や事業所内の移動をする際に他の社員がガイドを行う体制ができているか

できている ・ できていない ・ 障害者雇用の際には用意する予定

雇用環境整備/適正事業者認定(公開版)の取り扱いについて

- 1. 本制度は、本機構の定める「雇用環境整備/適正事業者認定制度要綱」に基づき公開並びに運営されているものです。
- 2. 本機構が障害者雇用の推進並びに適正な雇用環境整備と判断した調査項目を公開する(非公開事項を除き原則原文まま)。特に優れた取組み・事象・事項・意識・内容等と判断したものについては本機構からの評点という形で審査員の感想を付したので、閲覧者又は育児・障害・エイジレス雇用のための環境整備のための参考にしていただければと思います。
- 3. 本申請者より申請があり、審査の結果、育児・障害・エイジレス雇用(申請科目により異なる)の促進を目指して、適正な雇用環境の整備がなされている又はその実現に努めていると判断された事業者を認定したものです。適正事業者とは関係法令に準じての適正値を保証するものではなく、雇用環境整備の推進・維持と本機構事業への賛同の意思を有し、本機構の求める雇用環境整備への前向きな取り組みや活動を行っていると考えられ、本機構が広く周知したいと判断した事象・事項・内容等を有する事業者を指します。よって本認定の取得があったからといって認定者が関係法令等に違反のない組織又は違反を行わない組織、及び法律に則った適正な運営を行っているか否かを本機構が保証するものではありません。認定者と第三者の間で生じた問題事項に関して、本機構は両者に対し一切の責任は負わないものとします。
- 4. 本制度でいう「育児者」とは満12歳未満の子を持つ者をいう、「障害者」とは身体または精神に障害を持つ者をいう、「エイジレス」とは満35歳以上の全ての者を指す。
- 5. 本書は認定事業者の許可・承諾を得て公開しております。育児・障害・エイジレス雇用(申請科目により異なる)の取組みをしている企業・団体を探し就職活動をされている育児・障害・エイジレスのために、企業選択及び就業の参考になるよう公開することを目的とします。
- 6. ここに記載される内容と実情が異なっていることが発覚した場合は、認定は取り消され、 本機構はその旨の公開をすることとします。
- 7. 本書に関する直接的な具体のお問い合わせは認定者の「雇用環境整備担当窓口 (P1 参照)」 へお問い合わせください。本制度に関するお問い合わせは下記「本機構」までお問い合わ せください。

お問い合わせ先

- 一般社団法人日本雇用環境整備機構 TEL 03-3379-5597
- 〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル8F (オフィスタ内)
- *本書類一式に記載されたすべての事項は本機構並びに申請者の許可なく無断転載・無断掲載をお断りします。